

姫路市  
中学校部活動の地域展開  
新たな地域クラブ活動「姫カツ」  
**姫カツ連携団体**  
募集要項



令和 7 年(2025 年)9 月

姫路市教育委員会



住むほどに  
好きが深まる  
姫のまち

## 目 次

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 趣旨・目的                 | 2 |
| 2. 姫路市の中学校部活動の地域展開における方針 | 2 |
| 3. 募集する姫カツ連携活動実施団体について   | 2 |
| 4. 連携団体の要件等              | 3 |
| 5. 応募方法                  | 3 |
| 6. 選定方法と結果の通知について        | 3 |
| 7. 募集から活動開始までのスケジュール     | 4 |
| 8. その他                   | 4 |
| 9. 問い合わせ・書類提出先           | 4 |
| 10. 参考資料                 | 4 |

## 1.趣旨・目的

部活動は、これまで、生徒が学校という身近な場所でスポーツや文化芸術活動に触れ、競技力や技術を向上させるとともに、達成感や連帯感を育む活動として、長年、日本独自のシステムとして定着してきました。

しかし、少子化に伴う活動の停滞や経験のない教職員が指導を担う状況など、これまでのシステムが機能しなくなりつつあり、近年、抜本的な改革が必要となっています。

そこで、本市では国や兵庫県の方針に則り、中学生が将来にわたりスポーツや文化芸術活動に継続して親しめる環境づくりを目的とし、中学校の部活動に変わる新たな地域クラブ活動「姫カツ」を令和8年(2026年)9月より展開します。

本趣旨に賛同していただける活動団体は、「姫カツ連携活動」として中学校生徒とその保護者へ広く周知します。

## 2. 姫路市の中学校部活動の地域展開における方針

※令和6年12月策定の「姫路市中学生スポーツ・文化芸術活動（新たな地域クラブ活動「姫カツ」）推進計画（以下、「本市推進計画」）」にてご確認ください。

## 3. 募集する姫カツ連携活動実施団体について

### （１）活動内容

- ・中学生が参加できるスポーツ・文化芸術活動等を実施していること。
- ・中学生が安全に活動できるものであれば、活動種目は問わず、レクリエーション等の活動も可とする。

### （２）活動場所

- ・各団体が確保した活動場所とし、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、民間施設等を活動場所とする。
- ・中学校施設は、「姫路市立学校目的外使用条例」にもとづき使用することとする。（優先利用はできない）

### （３）周知方法

- ・令和8年度より運用開始予定の姫カツポータルサイト（仮称）に団体リストやチラシ等を掲載予定。
- ・参加者は、市内の中学生だけでなく、市外の中学生や中学生以外の年代と幅広く活動可能。

### （４）会費

- ・活動の維持・運営に必要な範囲で低廉な額を各団体が設定し、姫カツポータルサイト（仮称）やホームページなどで公表する。
- ・会費の額については、中学生が参加しやすいようできるだけ低廉な金額とすること。

### （５）活動日・頻度

- ・中学生が参加できる平日16時以降の活動又は休日の活動であること。
- ・各活動団体で活動日を設定できるが、学校行事等にできるだけ配慮するものとする。
- ・活動回数の下限は定めないが、活動の上限として、国のガイドラインに基づき週2日以上

- の休養日を設けることとする。(平日と土日祝日に、それぞれ1日以上休養日が必要です。)
- ・年に数回程度の非定期的な活動や、夏休み期間などの特定の季節に限定した活動も可能です。

#### 4. 連携団体の要件等

##### 【姫カツ連携活動の要件】

- 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること
  - 姫路市又は近隣市町に活動拠点があり、スポーツ・文化芸術等の振興に寄与する活動や多様な体験を通じて中学生の豊かな人間性を育む活動であること
  - 規約・定款等に基づき団体の運営を行い、会計について、各団体内で報告を行うなど、適切な経理が行われていること
  - 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、万が一の場合に備え、保護者や医療機関などと連携する体制が整備されていること
  - 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること
  - 代表者は18歳以上（高校生は除く）であること
  - 代表者・指導者・スタッフについて、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条の各号（※1）に該当しない者であること
  - 代表者・指導者・スタッフについて、学校教育法第9条の各号（※2）に該当しないこと
  - 政治・宗教を目的とした団体等ではないこと
- ※1 暴力団、暴力団員、これらと密接な関係にある者など
- ※2 禁錮以上の刑に処せられていた者、教職員免許状失効後3年以内の者など

#### 5. 応募方法

応募にあたっては、姫路市ホームページ内の申請フォームから提出してください。なお、申請フォームによる申請が困難な方は別途ご相談してください。

##### 【書類提出】

(1) 提出期間：令和7年9月12日(金)から令和8年1月18日(日)まで

(2) 提出書類：姫カツ連携活動登録申請書

※様式及び申請フォームは市ホームページ（下記2次元コード）に掲載しておりますので、ダウンロードして提出してください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000031231.html>



#### 6. 選定方法と結果の通知について

- (1) 選定方法：提出いただいた申請書をもとに連携団体として選定します。なお、必要に応じて電話又は対面でヒアリングを行う場合があります。
- (2) 選定結果：選定の結果、登録をご遠慮いただく場合があります。
- (3) 結果通知：選定結果はすべての応募者に通知するほか、順次姫路市HPで公表します。

## 7. 募集から活動開始までのスケジュール

令和7年9月12日（金） 姫カツ連携活動募集開始

令和8年1月18日（日） 募集受付締切

※上記の日までにお申し込みいただいた団体を、新年度までに生徒・保護者へご案内します。

令和8年4月（予定） 生徒・保護者へ姫カツ連携活動一覧を姫カツポータルサイト  
（仮称）にて公表

## 8. その他

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とする場合があります。
- (2) 申請内容は、姫路市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

## 9. 問い合わせ・書類提出先

姫路市役所 姫路市教育委員会事務局 健康教育課 姫カツ推進担当  
〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地（姫路市役所北別館6階）  
電話：079-221-2798（直通）  
電子メール：himekatsu@city.himeji.lg.jp  
※窓口受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日は除く）

## 10. 参考資料

### 〈参考資料〉

- (1) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン  
(令和4(2022)年12月)

[https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt\\_oripara-000026750\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_oripara-000026750_2.pdf)

- (2) 姫カツ活動ガイドライン

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000031231.html>

姫路市教育委員会 健康教育課 姫カツ推進担当

TEL 079-221-2798 Mail [himekatsu@city.himeji.lg.jp](mailto:himekatsu@city.himeji.lg.jp)

姫路市ホームページ <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000018734.html>

